

西教総第 427 号
令和2年5月27日

町立小・中学校 校長 殿
スポーツ少年団 代表 殿

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

部活動等の再開について（通知）

学校再開後の部活動等の実施については、令和2年5月15日付け西教総第319号「臨時休業措置の解除及び学校教育の再開について（通知）」において、当面の間引き続き休止とすることを依頼しておりましたが、このたび、部活動及び学校施設を利用するスポーツ少年団の活動休止依頼を下記のとおり解除することといたしました。

各学校及びスポーツ少年団においては、感染症拡大防止対策を適切に実施したうえで、活動の再開を行ってください。

尚、今後の感染症及び感染症予防対策の実施状況によっては、再度の活動休止依頼もあることをご承知おきください。

記

1 活動休止の解除 令和2年6月1日（月）から活動開始可能

2 活動開始にあたって

(1) 実施にあたって

- ① 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ② 活動を児童生徒だけに任せるのではなく、顧問や指導者が実施状況を把握できる体制をとること。
- ③ 発熱または体調不良（咳・倦怠感）、健康に不安のある児童生徒は、参加させないようにすること。
- ④ 活動に関する日程や内容等について、児童生徒及び保護者に周知すること。

(2) 留意事項

「3つの密（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話や発声）が同時に重なる場」の回避に配慮すること。

① 活動場所について

- ・可能な限り屋外で実施すること。
- ・屋内（体育館や武道場、音楽室等）で実施する場合は、換気や消毒液の設置・使用を徹底すること。

② 活動内容について

- ・児童生徒の状態に配慮し、活動時間・内容は段階的に組むなど工夫すること。
- ・身体に過度な負荷がかかる運動を避けるなど、児童生徒のけが防止等には十分に留意すること。
- ・多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、当面の間、密集せずに距離を取って行う活動に変更するなどの工夫を行うこと。
- ・集合・ミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらないなど、工夫すること。

③ 用具の共用について

- ・接触感染の懸念から、用具等の共用は可能な限り避けること。
- ・活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要な使いまわしをしないこと。(例) コップ・スクイズボトル等

④ マスクの着用について

【令和2年5月21日付け事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室】

「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」

- ・学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、・・・感染リスクを避けるため・・・児童生徒の間隔を十分に確保するなど・・・対策を講じることが必要です。
- ・マスクを外して運動する場合、児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は長い距離を確保すること。
- ・軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動は行わないこと。
- ・指導者は原則としてマスクを着用すること。

⑤ 手洗い・うがいについて

- ・こまめに手洗い・うがいを行わせること。(練習の前後や休憩時間等)

⑥ 部室・更衣室等の利用・換気等について

- ・部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- ・ドアノブなどの共用部分は、適時消毒に努めること。

⑦ 部活動終了後の下校について

- ・終了後は、部員同士が密集・密接せず速やかに帰宅することを指導すること。
- ・下校時もマスク着用を指導すること。

(3) その他

- ① 学校が臨時休校となった場合は、部活動等は一切行わないこと。
- ② 「西原町立中学校における部活動の方針」に則った活動とすること。(スポーツ少年団にも準用)